

This image shows a blank, aged, cream-colored page, likely an endpaper or flyleaf from an old book. The page is ruled with vertical blue lines, creating a series of narrow columns. The paper has a slightly textured appearance with some faint smudges and discoloration, characteristic of old paper. The left edge of the page shows the binding of the book, with a dark blue cover material visible. There is no text or other markings on the page.

卷三

臨
協
會

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
二時三十分							署					
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓
船木甚平	村尾種吉	野島 毎	貫井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀨古清藏	設樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
高橋彦市	田村利一	西村 節	村尾四郎	村野盛一	村野喜平	鮎沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅素輔	橋本雄一	森田幸藏	並木竹松

福生町議会々議録

昭和二十九年十月二十九日 福生町議会が三町定例会を福生町役場に招集した

出席した議員は左記の通りである

田村政一

石川武雄

森田正一

井上頼太郎

田村福一

設楽美知

瀬古清彦

高橋三郎

中野七五郎

貫井作

野系五

村尾禮吉

船木甚平

並木竹松

森田幸彦

橋本雄一

井梅泰輔

田村幾太郎

森田誠重

鮎沢美代子

村野盛一

村尾四郎

西村 節

田村利一

会議予件は左記の通りである

一 議案第五七号

町有建物に寄附することについて

一 第五八号

福生町長選挙立会演説会條例の廃止について

一、オ五九号 指定寄附受領に関する件

一、オエ三子 東京都町村消防団員災害補償組合規約の一部改

正について

一、オ六一号 昭和三九年度福生町歳入歳出追加更正予算（オ二面）

一、会議事件説明のための出席を求めたものは左記の通りである。

町長 森田幸造 助役 秋山誠一

総務課長 大野忠一 税務課長 貫井忠次

民生課長 橋本孝美 建設課長 眞田 眞

一、本会の書記は左記の通りである。

書記 森田 猛 上野 重勝

一、議長（田村幾太郎） 午後一時四十分 福生町議会定例会を開会する旨を告げ

る。

一、議長（田村幾太郎） 左記の通り今日の議事日程を報告する。

東京都西多摩郡福生町役場

一、日程オ一 議案オ五七号 町有建物も客附することについて

一、オ二 〃 オ五八号 福生町長選挙立会演説会條例の廃止について

一、オ三 〃 オ五九号 指定寄附受領に関する件

一、オ四 〃 オエ三子 東京都町村消防団員災害補償組合規約の一部改正について

一、オ五 〃 オ六一号 昭和三九年度福生町歳入歳出追加更正予算（オ二面）

一、議長（田村幾太郎） 会議を閉く旨を告ぐる。

一、日程オ一 議案オ五七号 町有建物も客附することについて

一、議長（田村幾太郎） 本件を提案する旨を告ぐる。

書記 朗読

一、議長（田村幾太郎） 総務委員会の審議の結果について委員長の説明を求める。

一、総務委員長 九月二十三日の委員会に於て審議の結果各部落の了解があるようには

異議をいものと認められた。

一、オ一番（田村政二） 敷地についてはどうなっているか。

一町長 敷地については引続き警視庁が地主と賃借関係も結ぶことになる

一議長(田村幾太郎) 本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致で原案通り決定する旨を告げる

一日程才ニ議案才五ノ子福生町長選挙立会演説会條例の廃止について

一議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書記 朗読

一総務課長 本件は選挙管理委員会の発意により提案した旨を告げる

一才十番(貫井伊作) 條例は福生町のみが廃止するか

一総務課長 郡内の他町村には條例がない

一議長(田村幾太郎) 本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致で原案通り決定する旨を告げる

一日程才ニ議案才五ノ子指定寄附受領に関する件

一議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

東京都西多摩郡福生町役場

書記 朗読

一町長 本件は既に関係委員会にて承諾済である

永田地区排水溝は既に直営により工事中である

牛渡地区排水溝は昭和三年に計画実施されるのであったが強い要望があったから銀座商店街より三万借入として工事施行中である
ある財源の置については十二月中旬に提案する

銀座通り「上」の字形排水工事は銀座通りを補装する考へ方とも併せた考へ案附も始めているから「上」の字形工事としては予算の置が未定で施すとなると云うことと五万の町を受領した

尚消火栓の畧称につき九ヶ所分も地え及町両者が半額ずつ負担する

一議長(田村幾太郎) 建設委員長の説明を求める

一建設委員長 その一 その二 その五の寄附願につき比較的利益受給者の多い

これ等下水の設置は地えの一部負担を願うことが良いと考へ受領す



ることとした。銀座通り^{排水溝}の工事には当初計画では高額の過ぎたが地元の熱意もあり検討の結果三三万円で鈴木組に請負した。これは組の熱意によりよく出来た。その五万円の指定寄附については銀座補装の前提として「」の字形の假溝作る事になったが町の現況は自動車の通れないところもあるのてどうかと思つたが地元は寄附金も集つてゐることあるから受領することとし三三万円で鈴木組に請負^{し路面に碎石を入れアスファルトにより転圧しこれらの各費が十五万円以上になったので結局五万円以上の工事となった}永田排水溝は役場の畚杓を使用して永田部落をやつてゐる。

(才七番(瀬古清亮)) 銀座の下水又「」の字形工事については町長又建設委員長の説明通りであるが「」は交通量も多く道路の改修を願うものゝため附も各戸の積立によつたもので苦しい実情をお取り願ひたい。

議長(田村幾太郎) 本件について要議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定するに付さるる。

東京都西多摩郡福生町役場



東京都西多摩郡福生町役場

日程才四 議案才五号 東京都町消防団員災害補償組合規約の一部改定について

議長(田村幾太郎) 本件を提案する。

書記 朗読

町長 本件は消防団員の補償組合規約の中で四月一日以降と云ふたものがあつたが、この関係條文の整理及監査委員の任期、それと負担金の団員一人当十円が三ヶ月以内と改められたことである。

(才三番(村野盛一)) 監査委員は誰か。

町長 島岡保の人の中村某と云ひてゐる。

議長 本件について異議の有無を會議に諮り全会一致原案通り決定するに付さるる。

(才五番) 議案才五号昭和九年友福町居加更ふ予算(才二番)

議長 本件を提案するに付さるる。

書記 朗読

一町長 公営住宅の予算十一万七千五百八十四円都補助二五五四

千円町債三、五〇〇千円でこれに対する歳入が社会労働施設費の計に上れている。更には才三の校の増築費と節の区分に基づいて更ふした。住宅の工事費は起債三、五〇〇千円があれば町と公は百万位で足りると思ふ。

一議長 本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致承認の通り決定するに付する。

署名議員選挙

一議長 署名議員選挙は指名推薦により議長が指名するに付し全会一致指名推薦と決定する。

一議長 左記の者ゝ指名し一名毎に会議に諮り全会一致決定する。

設 柴 美 知

瀬 古 清 男

東京都西多摩郡福生町役場

東京市国分寺市役所

中野七五郎

右会議の顛末を記録し相違ないことを認する為この署名する。

昭和二十九年十一月二十九日

福生町議会

議長

議員

今 今

田中 知 柴 美 知 瀬 古 清 男

大正十三年に、正副町会長が決り、
三月三十一日、知事より。

町内会長

町内一

副町内会長

町内一

町内一

三月三十一日

町内会長

町内一

町内一

地方自治法第百三十一條の規定により、會議事件、説明のため、議



福生町臨時議會會議錄

昭和三十年十月二十六日第三回福生町臨時議會を福生町役

場にて開會す

出席した議員は左の通りである

第一番渡井 明 第二番米泉 蕉 第三番石川信義

第四番飯野富十郎 第五番設樂美知 第六番森田幸藏

第七番田村利一 第八番村尾四郎 第九番並木秀

第十番村尾種吉 第十一番森田誠重 第十二番中西虎藏

第十三番中森与一 第十四番山下幸三 第十五番清水与市

第十六番石川常太郎 第十七番瀬戸清藏 第十八番大久保一郎

第十九番森田光一 第二十番田村祐一 第二十一番西村光人

第二十二番高橋彦市

地方自治法第百三十一條の規定により會議事件 説明のため議

東京府西多摩郡福生町役場

長から出席を求められたため出席した者は左の通りである
町長 森田幸造 助役 川窪金 吉 総務課長 大野忠一
税務課長 貴井 先代 民生課長 橋本 厚 蔵産課長 高水 求
本日の書記は左の通りである

書記 森田 猛 書記 上野 重 勝 書記 大久保 林作
議長 (午前九時十五分) に水より第三回臨時町議会を開會
致します
議案のをくれましてたことをお詫の申し
上げます

議長 議案第五十号 を上提いたします
議案第五十号 競輪執行について
書記 議案朗讀

町長 本案は法にもとづき二町一ヶ村の議会においてそれ
正式に議決してその筋に進達するゆ要があります

東京都西多摩郡福生町役場

東京府足立区豊島町役場

すので提案した次第であります

御審議をわかう参考として前年の執行状況について
概略を御報告申し上げます 二の数字は最終的
には多少変更するものと御承知を収かいます

収入

入場料

七六九、六〇〇円

車券賣上

一、二〇、二三〇、〇〇〇円

事故収入

三、二〇〇円

利子収入

三〇、〇〇〇円

合計

一、三二、〇三六、八〇〇円

支出

組合議会費

四二五、〇〇〇円

事務所費

六三九、〇〇〇円

開催費 一二四、五九六、五〇〇円

内主なるもの

賞典費 六四一〇、〇〇〇円

拂込金 八九、五一六、〇〇〇円

振興金納金 三、六〇七、〇〇〇円

国庫納金 一八〇、四〇〇〇円

借上料 四八一〇、〇〇〇円

其の他 八四、四六、五〇〇円

公債費 一〇〇、〇〇〇円

繰出金 五、二〇〇、〇〇〇円

予備費 七六、三〇〇円

合計 一、二一〇、三六八、〇〇〇円

繰越金見込額 一六、〇〇〇円

東京都西多摩郡福生町役場

総務課長 山本 秀雄

前年度利益金 五、二〇〇、〇〇〇円

福生町 二、四四〇、〇〇〇円

配分内容 西多摩村 一、五〇〇、〇〇〇円

瑞穂町 一、五四八、〇〇〇円

西多摩郡各町村に配分金として昭和十九年度として百七十一万円と配分してあります

本年度の開催については、今都の財務委員会において審議されておりますが、前年度は請願は出さなかつたので

すが、本年は各地区とも請願を出したので、すが、財務委員会では話がつきましたので、全部とりあげたわけ

あります。本年の予定は

十月八王子 一月南郡 五月府中

三月北郡 二月西郡